

大阪市告示第1695号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月26日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年1月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
善源寺野江線	都島区都島本通3丁目24番先	灰皿

（建設局総務部管理課）